ダイオキシン類測定結果

1目的

「ダイオキシン類対策特別措置法」(第二十八条)に基づき、ダイオキシン類を測定するもの。

2 試料採取月日令和5年9月6日

3 採取場所

浄化センター放流水 (「ダイオキシン類対策特別措置法」の特定施設からの排水を受け入れている浄化センター)

4 測定結果

すべて排水基準値(10pg-TEQ/L)以下であった。

単位:毒性等量(pg-TEQ/L)

浄化センター	測定結果	基準値
日明	0.00027	10
北湊	0.00017	
皇后崎(第一処理施設)	0.00059	
皇后崎(第二処理施設)	0.000087	